

## アルバイトについてのアンケート

愛知学院大学学生課・法務支援センター

**問1** あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。(例:コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。)

( )

**問2** 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

- 1 働く前に具体的な説明はなかった(求人情報のみを含む)
- 2 働く前に口頭で知らされた(労働条件が記載された書面はなかった)
- 3 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた(書面は見せてもらえたが持ち帰ることはできなかった)
- 4 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた(書面を持ち帰ることができた)

**問3** アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。(複数回答可)

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働くなど)
- 賃金が支払われなかった(□全額 □残業分 □その他( ))
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 給与明細書がもらえなかった
- その他( )
- 労働条件上の不当な扱いはなかった

**問4** アルバイトによって、授業に出席できないことがありましたか。

- ない
- ある

**問4-2** アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。

- ない
- ある

(裏面に続きます)

**問5** 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか。）

(複数回答可)

- 知人・友人、家族に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口に相談した
  - (労働基準監督署等   自治体   その他 ( ))
- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他 ( )

**問6** 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない
- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇预告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない

ご協力ありがとうございました。

## アルバイトアンケート集計結果

回答者数：日進キャンパス 77名 名城公園キャンパス 11名

実施日：2019.09.25～26 安全講習会

問1 あなたが経験したアルバイトの業種はですか。（例：コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。）

飲食店、コンビニ、レンタルビデオ店、倉庫整理、居酒屋、配達、定食屋、コールセンター、百円ショップ、学習塾、引越し、書店、ドラッグストア、スーパー、温泉、ファーストフード、アパレル、ハチヨンコ店、プールの監視員、ホテルスタッフ、寿司屋、焼肉屋、ファミレス、パン屋、菓局、カラオケ、スポーツジム、ガソリンスタンド、室内遊園地、派遣、イベントアルバイト、掃除、新聞配達、カフェ、工場、レンタカー、ブックオフ

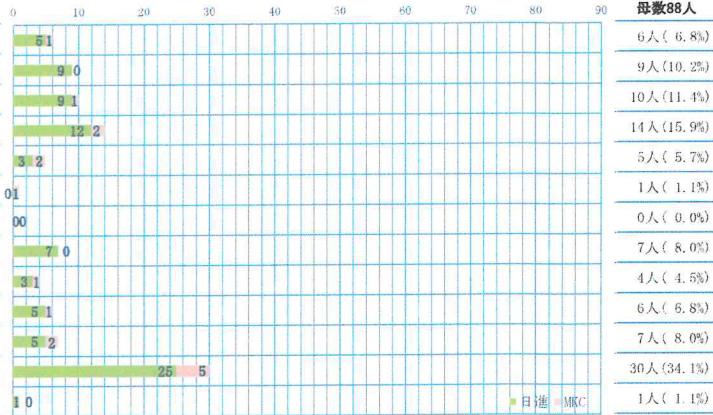
問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件などどのように知りましたか。

- 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）
- 口頭で知られた（労働条件記載書面はなし）
- 労働条件記載書面を見せられ、知らされた（書面持帰り不可）
- 労働条件記載書面を渡され、知らされた（書面持帰り可）



問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。（複数回答可）

- 採用時に合意した仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）
- 賃金が支払われなかった
- その他（上記支払われなかった賃金の種類）
- 準備や片付けの間に賃金が支払われなかった
- 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかった
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 給与明細書がもらえなかった
- その他
- 労働条件上の不当な扱いはなかった



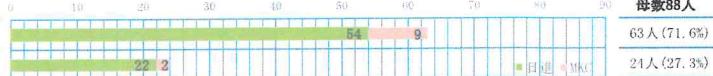
問4 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的に状況を記載してください。

- ない
- ある



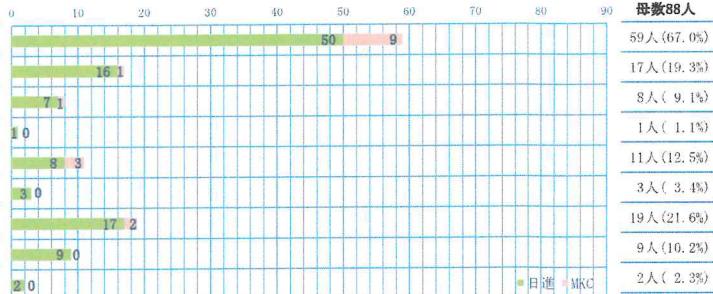
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できなったことがありますか。

- ない
- ある



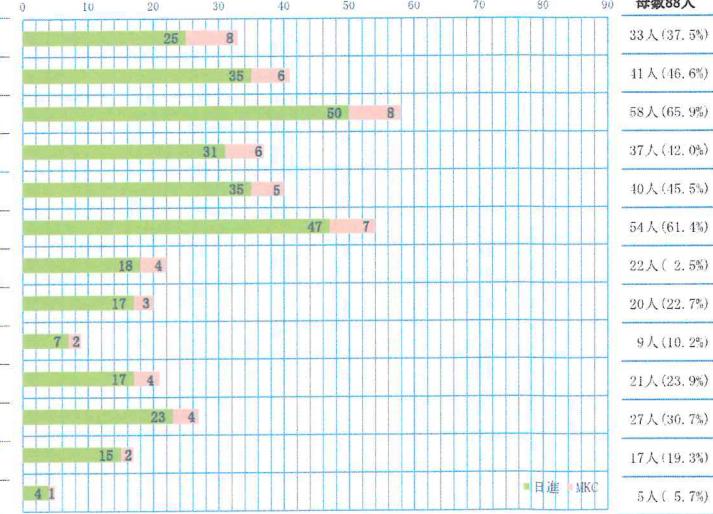
問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか。）（複数回答可）

- 知人・友人・家族に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口に相談した
- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他



問6 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。（複数回答可）

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は4.5分、8時間を超える場合は6.0分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない
- 郡道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇预告手当平均賃金の30日分以上）を払わなければならない
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない



## アルバイト・アンケートの集計結果（2015年度厚労省調査との比較）

(2018年9月24日～28日交通安全講習会参加者への実施分：集計数104名)

愛知学院大学学生課・法務支援センター

	厚労省	愛知学院
<b>問2 アルバイトをする際、労働条件をどのように知ったか。</b>	母数 1961	母数 88
□ 1 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）	374(19.1)	17(19.3)
□ 2 口頭で知らされた（労働条件記載書面はなし）	432(22.0)	13(14.8)
□ 3 労働条件記載書面を見せられ、知らされた（書面持帰り不可）	346(17.8)	22(25.0)
□ 4 労働条件記載書面を渡され、知らされた（書面持帰り可）	809(41.3)	32(36.4)
<b>問3 アルバイトで次のようなことがあったか。（複数回答可）</b>	母数 1961	母数 88
□ 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	263(13.4)	6(6.8)
□ 採用時に合意した以上のシフトを入れられた	291(14.8)	9(10.2)
□ 一方的に急なシフト変更を命じられた	287(14.6)	10(11.4)
□ 一方的にシフトを削られた	231(11.8)	14(15.9)
□ 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）	150(7.6)	5(5.7)
□ 賃金が支払われなかつた	27(1.4)	1(1.1)
□ その他		0(0.0)
□ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた	266(13.6)	7(8.0)
□ 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかつた	105(5.4)	4(4.5)
□ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかつた	173(8.8)	6(6.8)
□ 給与明細書がもらえなかつた	163(8.3)	7(8.0)
□ 労働条件上の不当な扱いはなかつた	1015(51.8)	30(34.1)
□ その他		1(1.1)
<b>問4-1 アルバイトによって、学業に支障が出た経験があるか。</b>	母数 1000	母数 88
□ ない	822(82.2)	81(93.4)
□ ある	178(17.8)	6(6.6)
<b>問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。</b>		母数 88
□ ない		63(71.6)
□ ある		24(27.3)
<b>問5 困ったことがあった場合、どうしたか。（複数回答可）</b>	母数 1000	母数 88
□ 知人・友人、家族に相談した	556(55.6)	59(67.0)
□ 学校や職場の先輩に相談した	96(9.6)	17(19.3)
□ 同僚に相談した	57(5.7)	8(9.1)
□ 専門の相談窓口に相談した	16(1.6)	1(1.1)
□ インターネットで調べた	101(10.1)	11(12.5)
□ 自分で会社との話し合いの機会を持った	28(2.8)	3(3.4)
□ そのアルバイトを辞めた	107(10.7)	19(21.6)
□ 何もしなかつた	101(10.1)	9(10.2)
□ その他		2(2.3)

問6 労働条件に関して、知っていることは何か。(複数回答可)	母数 1000	母数 88
<input type="checkbox"/> 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	475(47.5)	33(37.5)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	414(41.4)	41(46.6)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	565(56.5)	58(65.9)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	427(42.7)	37(42.0)
<input type="checkbox"/> アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	435(43.5)	40(45.5)
<input type="checkbox"/> 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	641(64.1)	54(61.4)
<input type="checkbox"/> 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。	222(22.2)	22(25.0)
<input type="checkbox"/> アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない	248(24.8)	20(22.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	128(12.8)	9(10.2)
<input type="checkbox"/> 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない	214(21.4)	21(23.9)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、仕事によるけがは労災保険を使う必要がある	323(32.3)	27(30.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	264(26.4)	17(19.3)
<input type="checkbox"/> 何も知らない	129(12.9)	5(5.7)

## アンケート分析の結果 2019

文責 岩井羊一

### 1. 労働条件の明示

労働条件通知書を交付されている者は全体の 36.4%しかいなかった。相変わらず高い。具体的な説明がなかったという者は 19.3%であり、これは 2018 年の 12.5%、2017 年の 12%よりも増加している。口頭で知らされただけの者は 14.8%で、2018 年の 22.1%、2017 年の 23%よりは減少している。いずれにしても労働基準法等の法令が守られて以内実体が今年も続いている。

### 2. 労働条件について

不当な扱いがなかったと答えている者は 34.1%である。2018 年の不当な扱いがなかつたと答えている割合の 41.3%であり、2017 年は 47.1%であった。なお、厚生労働省の調査では 51.8%が不当な扱いはなかったと答えている。大幅に少なくなった。不当な扱いが増えているのは問題である。

最も多かったのは、「一方的にシフトを削られた」の 15.9%である。これは従前からも指摘が多かった問題である。次に多かったのは「一方的に急なシフト変更を命じられた」の 11.4%であった。従前からシフトについての不満が多く指摘させていたが、今年も同様の傾向があった。

### 3. 学業に支障が生じた

生じたと回答する者は 6.6%と、2018 年の 4.8%、2017 年の 2.2%と比較して徐々に増加している。深刻に受け止める必要がある。

#### 3-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できない

アルバイトによって、授業中疲れて集中できないことがあったと回答した者は 27.3% であった。2018 年は 34.6%もあったので、若干減少した。しかし、およそ 3 割もの学生が、授業中に疲れて集中できないという影響があるというのは深刻な問題である。

### 4. 困ったときの相談先

「知人・友人、家族」が 67%（2018 年 61.5%）と最も多く、その次に多かったのはそのアルバイトを辞めた（21.6%）であり、次いで「学校や職場の先輩に相談した」が 19.3% だった。「何もしなかった」は 2018 年には 15.4%いたが、今年は 10.2%と減少した。

なお、「専門の相談窓口に相談した」は 1.1%と少なかった。

1 人で抱え込まずに身近な者に相談したり、アルバイトを辞めるなど、適切な行動をとられているが、専門の相談窓口に相談する数はもっと増えても良いと考えられる。相談しやすい窓口の設置と啓発が求められる。

### 5. 法定労働条件の認識

法定労働条件の認識として低かったのは 36 協定の締結・届け出（19.2%、2018 年 6.7%、2017 年 9%）で、解雇预告（23.9%、2018 年 10.6%、2017 年 17.7%）、アルバイト代の引き下げ禁止（22.7%、2018 年 14.4%、2017 年 26.4%）、減給制裁の禁止（25.0%、2018

年 18.3%、2017 年 27.3%) である。

認識が高かったのは、休憩時間の付与 (65.9%、2018 年 68.3%、2017 年 67.1%)、最低賃金 (61.4%、2018 年 58.7%、2017 年 60.6%)、アルバイトでも割増賃金を支払う必要がある (42.0%、2018 年 40.4%) である。

2015 年の厚生労働省の調査と同様であるし、2018 年、2019 年ともおおきく傾向は変わらない。

解雇予告、アルバイト代の引き下げ、減給制裁などはよく相談される事項であり、問題をはらんでいる。さらなる啓発が必要である。

#### 6.まとめ

今年のアンケートの特長は、アルバイトで労働条件上の不当な扱いはなかったという回答が減少しているという点である。啓発活動により若干意識が高まったことの影響もあると思われる。しかし、その結果、問題と感じていない学生が減ったということになると、アルバイトの労働環境は悪く、改善する傾向にはないということになる。アルバイトのおかれている労働環境に不安を感じる。